西川用水路問題

14キロの取水パイプ敷設

住民の「声」は大きく響く

きれいな水を豊富に供給

現給水人口の倍六万人分もOK

岩室村の人口約一万、巻、西川町三万五千人の飲料水を供給している西川へ、大通川の汚水を流す用水路ができるため私達住民は強く反対したが、県は私達の『声』を取り入れ、西川取り入れ口附近に約十四キロの取水パイプを設置することになり、飲料水にキレイな水が供給される。用水路建設は、住民の死活問題だけに、このパイプライン計画は明るいニュース、今後、この取水口のおかげで、ことしのような日照でも、水枯の心配も解消、きれいな水が飲めることになる。

西川は岩室村だけでなく多くの町村の農業用水、上水道として利用され、信濃川大河津分水から取水されている。しかし利用はほとんど農業用水で、渇水期は水が不足する。この悩みを解消しょうと、県は昭和四十二年、大通川の水を巻町赤さび地内で西川に補水する工事を四億で着工、来年六月に完成する。西川の水は鉄分が多く、飲料水としてあまりよくない。補水路ができると上流の農業排水、工場廃液、下水など含んだ悪水が西川に流入し、岩室村の浄水取入口までも逆流することも必然で、私達の生活に大きな影響を与えられる。このため、岩室、巻、西川の三ケ町村は中間補水事業の補償として、彌彦村の西川に注ぐ竹野町用水附近に三ケ町村共同の上水道取水施設を建設する様県におねがいすると共に、同工事の促進を図るために一部事務組合を結成して働きかけてきた。県衛生部、農地部が話し合った結果、総工費一億八千万円で下流の西川町まで、約十四キロをパイプで引く工事をすることにきまった。取水量は、一日十八・六トンで今後の人口増加を推定し、六万人前後の給水能力で設計されている。工事は県農地部が、来年六月までに完成させるという。工事費は全額、国・県で行なう補償工事を要望している。しかしある程度の支出は起債で各町村の実情に応じ支払うことになる。この上水道パイプが完成すれば、西川の水が減水しても住民は充分使用でき、現在よりもきれいな水が供給でき、早期完成が待たれている。

岩室女性のペンフレンド求む——

……ホノルルから——

「広報「いわむろ」にホノルルから、英文手紙が届きました。「いわむろ」も海外に読者層を広げています。

英文主旨

「広報いわむろ」編集者殿

私は一九七〇年に日本を訪れる計画しています。訪れる前に、岩室の女性と文通して、日本を勉強したいと思っています。あなたの村の十八才～二十四才の女性と文通したいと強く願っています。村の広報を通じて私の望みをかなえて下さい。私は三十六才の独身のアメリカ海軍で将来、海軍大将のゆめを持っています。たくさんの女性からの手紙を期待しています。

母校に校旗掲揚塔プレゼント

間小卒の阿部さん

数十年前、間瀬小学校卒業した、阿部作市さん（東京練馬区永川台）は母校に校旗掲揚塔を寄贈高さ約十三㍍の空に校旗ははためく。今まで塔がなかっただけに児童の喜びはひとしを学校もこの善意の記念に校内運動会を計画している。

尚阿部さんは、映写機械やピアノ購入にも母校のためにと協力している。

きょうも元気でツルハシ握る田中さん

田中比古一さん

ツルハシ握って三十一年

勲七等瑞宝章叙勲

村で三人目の快挙

総理府は、秋の生存者叙勲を発表、県の道路補修員としてツルハシ握って三十一年間、この労苦がむくわれて、田中比古一さん（橋本53才）が勲七等瑞宝章を叙勲された。「先輩の人が多くいるのに、私が受賞するなんて……光栄に感激しています。この栄誉を傷つけないように、体のつづくかぎり働きたい」と喜びを語っていた。

岩室村の叙勲者はこれで勲六等瑞宝章梶原嘉栄智、勲六等単光旭日章、佐藤徳太郎さんにつぐ三人目の叙勲。

二十五才の時、義父から『地道な仕事だが、世の人たちに尽せる仕事だ、私の後を継がないか』……の言葉に、単純で、見ばえのしない仕事に多少の不満はあったがツルハシを握った。しかし先輩諸氏の熱心な姿と仕事の使命の重大さを知り、自分に与えられた仕事の重大さをシミジミと知った。そしてこれが私に与えられた天職だという意識で、仕事をつらいと思ったことはなく、住民サービスの最先端に働くとしての誇りとファイトで三十一年間働いてきた。自分の担当道路にある大きな石、小さな石、草や木みんな覚えています。自分の庭みたいなものだとニッコリ笑う田中さん、おめでとうございます。

全国でも珍しい

モダンな火葬場完成

道路の発達、自動車の普及で町村間の距離の短縮、自治行政の財政難の共通の悩みを補い、効率的行政を行なうと、ゴミ処理等の広域事業をやって、住民サービスに務めてきた。続いて六月末に着工した巻町、岩室村葬祭組合の火葬場建築工事は二十七日完成した。

『妙有院』と命名され、火入入魂式、供養塔除幕式後岩室村役場で竣工式を行なった。総工費二千万円、鉄筋コンクリート一階、駐車場、庭園を備え、火葬場のイメージとは思えない明るく豪華な建物、この完成により、部落にある非衛生的な火葬場は整備され子供達の遊園地に生まれ変ることだろう。

▽妙有院使用手続

一、役場住民課で「火葬許可証」の交付を受け、使用料を添えて申込み「火葬実施通知書」を受けとる

▽十四才以上

二、五〇〇円

▽十四才未満

二、〇〇〇円

▽死胎

一、五〇〇円

▽汚物焼却一個につき

五〇〇円

▽組合地区外の使用者は十割増しとする。

▽生活保護家庭、管理者が使用料を納付する貧力がないと認めた者は減免する。

尚、犬猫等へい獣焼却施設もあり役場に相談下さい。

1月1日から

「住民基本台帳法」施行

間瀬支所の戸籍簿本庁に統合

社会機構が複雑になるにつれて、役所仕事のスピードと正確なサービスが必要となってきました。特に住民と密接な関係にある戸籍事務について要求され「住民基本台帳法」が一月一日に告示されます。これによって、いままでの住民票と違い一人一枚の個人票となり、住所の公証、選挙、年金、国保、税の賦課が個人に関する台帳が統合され、住民が役場の窓口で一つの届出されますと他の手続も自動的に完了する様、事務が統合簡素化され住民の利便を計ることができます。

これによって、間瀬支所における戸籍簿も本庁に移つされることになります。戸籍簿も整備され、災害に対して完全に保管され、住民サービスの向上をはかれます。間瀬地区の住民に対して、不便にならないよう、特に配慮し以前通り支所窓口に申し出下さい。または本庁住民課に電話下されば以前となんら変ることなく住民の皆さんの申出に応えることができます。「住民基本台帳法」実施について皆さんの御協力と、お気付きの点がありましたらお知らせ下さい。

賃金を支払った人は

支払報告書を

提出の義務

事業主は給与等（俸給、給料、賃金、才費、年金等）を支払する場合、所得税を徴収し国へ納入し、尚一定条件により毎年一月末日までに、それぞれ該当する法定調査を所轄税務署長に提出しなければなりません。又、給与等を支払する者は支払金額の多少を問わず、毎年一月末日までに受給者の住所地の市町村長に給与支払報告書及び四月一日現在の住所地の市町村長提出分は給与支払報告書（個人別明細）総括表及び給与所得者の異動届出書であります。給与支払報告書等は繰りあげて一月末日までにご提出下さい。尚用紙の不足又は不明の点は役場税務課へお問合せ下さい。

五日までに給与所得者の異動届出書を提出することが義務づけられております。今年より源泉徴収票と給与支払報告書の様式を同時記入できるよう改正され又用紙も税務署より一括発送されることになりました。税務署長へ提出分は、源泉徴収票報酬等の支払調書及び合計表であります。

元気に育った

健康児を表彰

昭和四十三年度の、赤ちゃん、三才児コンテストに入賞された二十四名が、去る十一月四日役場第二会議室で表彰され記念品が贈られました。授賞者は次の通りです。

昭和四十三年度赤ちゃん、三才児コンテスト

赤ちゃん部

△第一回（春）

西中三島裕
間瀬1柏木伸仁
和納5竹内英明
和納8竹部和美
和納4小林香織
和納9竹内和美

△第二回（秋）

間瀬2阿部国利
西船越竹内和幸
和納8川上直樹
和納4木村美幸
久保田小池美貴子
和納4飛田和香

三才児の部

△第一回（春）

夏井大治明弘
和納1山上雅人
和納1佐藤文信
樋曽三富薫
和納4伊藤よし子
和納3早川葉子

△第二回（秋）

橋本鈴木晃
和納1安川雅樹
和納1早川喜隆
和納5野水康子
西中山田晴美
岩室団原淑美